🍼|広報きくち| 2011 October | 4

議会庁舎等検討特別委員会からの

中間報告を受け

その内容を掲載します。 今後の方針を表明しました。 長が8月31日の議会開会日 月議会定例会において庁舎 ②庁舎建設予定地は公共用地と 冒頭で

た計画は無理であること。内では、合併特例債を利用し期地区畑地帯総合整備事業地

庁舎等の財源計画は、合成して、市が買い上げること。 を充てることで総合的

このことを受けまして、庁を要望する旨の申し入れでし 容を検討するために、 を検討するために、凍結解除以上の3項目で、これらの内

入れの内容を要約し

は無理であり、新たな予定地のは、合併特例債を利用した計画区畑地帯総合整備事業地内で建設予定地の花房中部2期地

を充てることでぶり政的に非常に有利な合併特例債 予定地は、畑地帯総合整備事業

用を検

考えて、 による3項目を重く受け. 私としましては、議会の の方向で進めてまいり おります。 一く受け止め、議会の総意 ったいと

りました。
りました。
かから、庁舎整備を行との連絡があり、庁舎整備を行との連絡があり、庁舎整備を行 は、 業に係る起債制度が変更される本年1月末に国から庁舎整備事 をいただき、私の考えも申し上会においてもさまざまなご意見 あり、 げてまいりました。ところが 新庁舎および複合施設の建設 合併後の本市 この6年余りの間、市議 の重要課題で

ありません。しかし、本市の場で、充当率(対象事業費に占すが、充当率(対象事業費に占すが、充当率(対象事業費に占すが、充当率(対象事業費に占 すが、充当率(対象事をできま情)を借り入れることはできま財源として起債(一般単独事業財源として起債(一般単独事業 ります 平成17年3 を借り入れることができま建設をする場合は、合併特すので、平成26年度までに 月に合併してお

いて、お知らせしたところです。とにつきましては、変更に伴うとにつきましては、変更内容をお伝えする必要があると考え、本年2月18日の議会月例会にお本年2月18日の議会月例会におります。このこ となり、 こに住んでいても同等のサービ付税の基準財政需要額(全国どいて元利償還金の70%が普通交 がきまった 対源の るという財政的に非常に有利な した必要経費)として算入されスが受けられるように国が算定 ます。さらに、後年度におの額を大きく抑えることがり、事業年度における一般合併特例債の充当率は95%

特例債の現況について理解を深催され、新庁舎建設および合併その後、議会審議会が4回開 され、審議会の同意を得て、内での建設は無理であると認識建設は、残された合併特例期 告をいただきました。それを受 瀬議長、坂井副議長より経過報 帯総合整備事業地内での新庁舎められ、花房中部2期地区畑地 無理であると認識れた合併特例期間 2設置され、更において庁舎等

ましては、国が今年度から起債とのような議会の動向につき解除の申し入れがなされました。 代に対して、か、執行部側 リ ッ は、 ます。 ります。また、有利な合併特の議論になったものと考えて 債を活用せずに建設する場合に 建設が可能となった結果、今回 制度を変更したため、 なければならないと考えており も非常に有利な形で庁舎などの 、執行部側・議会側共に後世ットをなぜ活用しなかったの、極めて大きい財政上のメ また、 説明責任を果たさ 有利な合併特例 財政的に

ておりました。しかし、換地を設換地により確保することとし期地区畑地帯総合整備事業で創 る進捗状況から推察い こととなり、 区域を設定し、創設換地を生み出す場合は、 となりますので、 する時期は換地処分が済んだ後 伴います土地改良事業で非農用 新庁 舎 の用地は、 そ での所有権を取得 創設換地を行う 場合は、非農用地 推察いたします現段階におけ 有権移 花房中部2 転 0)

と更に 補助金配分状況から推察します おり、 を得ません。 平成24年度以降も近年の 遅れる可能性を考えざる

この時期の起債制度の変更とい末)までは残り3年半となって末)までは残り3年半となってまの発行期限(平成26年度 を行うなきずを行うなきずるなかで、庁舎等建設の

あったため、事業費に占める合り、標準事業費に基づくものでり、標準事業費に基づくものでおった計画となってお じておりませんでした。から、メリットをあまりな自主財源の持ち出しが多い。 見であ ながら、 議会で審議・検討された中でも 併特例債の割合が約36%と低く メリットをあまり強財源の持ち出しが多い りましたように、事業費議員が活用すべきとの意 今回の制度変更では、 - をあまり強く感り出しが多いこと しかし

感です。 しては、私としても、まったく同きとする議会の申し入れにつきま 効率的な組織体制の構築などの必将来の財政負担軽減、早い時期のとで大変有利となりました。また、 しては、 活用した庁舎などの整備を行うべ 要性を考えますと、 に占める割合が95%となっ 合併特例債を たこ

間報告を受け、さまざまな状況を別委員会からの申し入れおよび中と考えております。庁舎等検討特相談し、予算計上してまいりたい して、なるべく早い時期に議会と行い、必要な調査費などにつきまとなりますので、「凍結の解除」を 上げます 賜りますようよろしくお願い申 市民の皆さまのご理解、ご協力を 踏まえての判断でございますので、 行うには、早期の取り組みが必要られた期間内で庁舎などの整備を 合併特例債の発行期限という限

菊池市長

